請　願　文　書　表

（文化市民局）

受理番号	４１３	受理年月日	令和８年９月25日
件　　名	京都ポイントの改善		
要　　旨	京都市は、継続する物価高に対する市民生活の応援と市内での消費喚起・地域経済の活性化のためとして、市民１人につき5,000円相当分の「京都ポイント（きょうぽ）」（京都市デジタル地域ポイント）の給付をこの８月１日から開始した。 これはマイナンバーカードを取得済み、かつ、スマホアプリを登録できた市民に限定された制度設計となっており、全市民を対象とした制度にはなっていない。マイナンバーは全市民に割り振られているが、京都市内では市民の約４分の１に当たる29万人がマイナンバーカードを取得しておらず、非対象となってしまう。 本事業の財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によるものである。本来であれば本交付金を活用した物価高対策は全ての市民対象とすべきものである。しかし、実際は、取得が任意のマイナンバーカードに限定したこの京都市の制度は、排除される市民を生み出す不公平なものとなっている。京都府内の福知山市（現金支給）や向日市（全世帯へ紙のギフトカード郵送）をはじめ、全国の多くの自治体ではカードの有無にかかわらず全住民に行き渡る工夫がされている。 京都デジタル地域ポイントは昨年12月の特別議会の終盤に突如として提案され、議会で十分な検討もなされないまま賛成多数で可決されたもので、予算は事務費９億3,000万円を掛け、一方で、給付には一人当たり5,000円で、全市民143万人に対して約半数の72万人分の予算しか組まれておらず、問題がある。 ついては、京都市長においては、直ちに制度の改善を打ち出し、事業終了予定である2027年２月末までに、京都ポイントについて全ての市民が公平に恩恵を受けられる制度へと修正・拡充することを強く求める。		
請　願　者			
紹介議員	山田こうじ、河合ようこ、森田ゆみ子、とがし　豊		
付託委員会	文教はぐくみ委員会		